

徳島県医療人材育成機関認証制度申請についてのQ & A

質問 1 : 「人材育成の取組内容が分かる資料」には、規定の様式はありますか。
また、どのような資料が必要ですか。

回答 1 : 特に様式の定めはなく、任意様式となっております。
徳島県医療人材育成機関認証申請書（様式第 1 号）の 4 の項目にあるように、実習施設の承諾書の写し等の臨地実習指導受入状況の内容が確認できるもの（※ 1）に加え、貴施設における人材育成（学生の臨地実習指導受入れ以外も含む）に関する取り組みの概要や実績、組織体制等のわかる資料（既存資料の写しで良い）（※ 2）を提出してください。

< 提出をお願いしている書類の例 >

（※ 1）

- ・ 臨地実習の協力に関する協定書、契約書、承諾書等の写し（3 年分）
- ・ 施設における実習学生の配置が分かる書類

（※ 2）

- ・ 施設における教育担当者の配置が分かる組織図
- ・ 実習指導者講習会の修了者一覧（修了証書の写しでも可）
- ・ 施設における年間の教育計画が分かる書類

質問 2 : 今回認証された場合、認証期間はいつまでですか。

回答 2 : 認証期間は 3 年後の年度末までとなりますので、令和 5 年度に認証された場合は、令和 6 年度から令和 8 年度末（2027 年 3 月末日）までとなります。

質問 3 : 認証期間を更新したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

回答 3 : 認証期間を更新するためには、再認証のための手続きが必要です。「徳島県医療人材育成機関認証申請書」（様式第 1 号）及び人材育成の取組内容が分かる資料を、認証期間満了日の 6 か月前までに事務局に提出してください。

質問 4 : 再認証の申請手続きをせずに認証期間を過ぎるとどうなりますか。

回答 4 : 前回認証から 3 年を経過した場合には「認証更新審査中医療機関等」とし、前回認証から 4 年を経過した時点で再認証が決定されていない場合には自動的に認証を失効します。